

施設等利用給付認定の申請について

令和元年10月より国が実施する「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けることにより、幼稚園の保育料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。各家庭の状況によって、申請に必要な添付書類が異なりますので、各書類を十分にご確認いただいたうえで申請書類をご提出ください。提出された書類の内容に不備がなければ、認定者に対して施設等利用給付認定決定通知書を送付いたします。

※ 教育・保育給付の保育認定(2号・3号認定)で認定こども園等を利用中の方、企業主導型保育事業を利用中の方は施設等利用給付認定の対象外です。

※ 幼稚園、認定こども園で実施される預かり保育については、施設の状態により受け入れ人数等が変動するため、施設等利用給付の認定(新2号・新3号)を受けられたとしても、必ず預かり保育が利用できることを保障するものではありません。

① 施設等利用給付の認定区分について

施設等利用給付には3つの認定区分があり、利用する施設や保育の必要性の有無によって申請する認定区分が異なります。保育の必要性については裏面④をご確認ください。

認定区分	対象年齢	認定対象の子ども
新1号 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号)	満3歳以上	保育の必要性のない(新2号、新3号認定に該当しない)子ども ※新制度未移行の幼稚園を利用する場合のみ
新2号 (子ども・子育て支援法第30条の4第2号)	3歳児(年少クラス)以上	保育の必要性のある子ども
新3号 (子ども・子育て支援法第30条の4第3号)	3歳児(年少クラス)未満	保育の必要性のある子ども(※市民税非課税世帯に限る)

※市民税非課税世帯が否かについては、8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月からは当該年度の住民税の課税状況により判断する。

② 利用する施設と認定区分に応じた無償化対象費用について

利用する施設と認定区分に応じて無償化対象の費用が異なります。

利用する施設	認定区分	無償化の対象となる費用
新制度未移行の 私立幼稚園	新1号	入園料、保育料(月額上限:28,000円)
	新2号	入園料、保育料(月額上限:28,000円) + 預かり保育料(月額上限:490円×利用日数 ※最大12,300円まで)
	新3号	入園料、保育料(月額上限:28,000円) + 預かり保育料(月額上限:490円×利用日数 ※最大17,700円まで)
認定こども園の幼稚園部分 (従来の1号認定)	新2号	預かり保育料(月額上限:490円×利用日数 ※最大12,300円まで)
	新3号	預かり保育料(月額上限:490円×利用日数 ※最大17,700円まで)
認可外保育施設、 一時預かり事業等	新2号	認可外保育施設、一時預かり事業等利用料(月額上限:40,300円)
	新3号	認可外保育施設、一時預かり事業等利用料(月額上限:45,700円)

※在園する幼稚園等が実施する預かり保育事業が、“①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満”又は“②年間開所日数200日未満”のいずれかの要件に該当する場合、別途認可外保育施設等を利用した場合の利用料も無償化の対象となりますが、月額上限は預かり保育料と合わせて新2号は12,300円、新3号は17,700円となります。

③ 申請書類の提出について

申請する認定区分に応じて必要な申請書類が異なります。

保育を必要とする事由を確認するための添付書類については、裏面④をご確認ください。

申請する認定区分	必要な申請書類
新1号	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
新2号	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・父の保育を必要とする事由を確認する書類 ・母の保育を必要とする事由を確認する書類
新3号	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ・父の保育を必要とする理由を事由する書類 ・母の保育を必要とする理由を事由する書類 ・市民税非課税世帯であることが確認できる書類又は個人番号記載用紙 ※守口市に課税情報がない場合のみ必要

申請書類の提出における注意事項

- ◆ 提出先について
守口市役所3階北エリア こども施設課窓口 までご提出ください。
※お子様の同伴は必要ありません。
- ◆ 認定日について
施設等利用給付の認定日(無償化の適用が開始される日)は、最短でも申請日(守口市に書類が提出された日)からです。認定日より前に利用した事業の利用料については、**無償化(償還払い)の対象とはなりません。**

④ 保育の必要性について

新2号・新3号認定を受けるためには、保護者(父と母の両方)が以下のいずれかの保育を必要とする事由に当てはまることが条件となります。各事由に応じた添付書類をご提出いただくことで、守口市から保育の必要性の認定を受けることができます。

保育を必要とする事由	必要添付書類	認定の有効期間
就労 (月64時間以上の就労)	就労証明書 ※就労形態が役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等)・自営業主(個人事業主)の場合は、「自営を証明する書類(開業届、営業許可書の写し等)」又は「収入を証明する書類(最新の確定申告書(控え)、源泉徴収票等)」の添付が必須 ※当該保護者が雇用主と2親等以内の親族(自営業協力者)の場合、「当該保護者が就労していることを客観的に確認できる書類(源泉徴収票、給与明細書の写し等)」の添付が必須	小学校就学前まで ※雇用期間が有期の場合は、雇用期間の終了月の末日まで ※就労内定の場合は、認定日(就労開始日)から起算して2か月後の属する月の末日まで(就労証明書又は給与明細書の写しを提出することにより小学校就学前まで更新可能)
妊娠・出産	保育必要事由申告書 親子健康手帳(母子健康手帳)の写し (「親子健康手帳の表紙」「子の保護者」「妊婦中の記録」「妊娠中の経過」の頁)	妊娠中であるか、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	保育必要事由申告書 ※上記に加えて下記のいずれかの証明書類を提出してください。 ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳の写し ・特定医療費(指定難病)受給者証、自立支援医療受給者証の写し ・診断書の写し(家庭での保育が困難である旨を医師が記載しているもの)	小学校就学前まで (入院の場合は退院の日が属する月の末日まで)
同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護	保育必要事由申告書 ※上記に加えて下記のいずれかの証明書類及び「ケアプラン表」の写し ・(介護保険対象の方は)「介護保険証」の写し ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写し ・特定医療費(指定難病)受給者証、自立支援医療受給者証の写し ・診断書の写し(常時介護・看護が必要である旨を医師が記載しているもの)	小学校就学前まで
求職活動	保育必要事由申告書	認定から90日間を経過する日が属する月の末日まで
就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	保育必要事由申告書 在学証明書 授業時間等がわかるカリキュラム等の写し	卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日まで
その他	保育必要事由申告書 申立内容がわかる書類	事由による

※同居には、住民票上同一でなくても住まいが隣接している場合(同一集合住宅内に居住している場合及び住居が隣接ないし対側(向かい合わせ))を含みます。

お問い合わせ先： 守口市こども部こども施設課 TEL:06-6992-1637